

宮城県多文化共生社会推進計画の概要

第1 計画策定の考え方	第2 外国人県民等の現況と基本理念	第3 外国人県民等を取り巻く現状と課題	第4 基本方針と施策の方向性
<p>1 計画策定の趣旨 ○「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」第7条に基づき、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に策定 ○今後の多文化共生推進施策の基本的方向性と取組方針を提示</p> <p>2 計画策定の視点 (1) 「住民施策」としての位置付け 「多文化共生」は、国際交流、国際協力とともに、地域の国際化の柱 地域の中に暮らす外国人を対象としていることから、住民施策の一環という視点が必要</p> <p>(2) 課題の明確化 H16、17年度のみやぎ外国人懇談会 H18年度のアンケート調査 H19年度の実態調査等 により、現状と課題を明確化</p> <p>(3) 役割分担と連携 新たな視点による社会の構築であることから、役割分担と連携により目的を実現</p> <p>3 計画の性格 ○条例第7条における「多文化共生社会推進計画」として策定 ○総務省が策定を推奨している「地域における多文化共生推進プラン」として位置付け ○県政の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」の個別計画として位置付け</p> <p>4 計画の対象期間 平成21年度から25年度の5年間 外国人県民等の状況に著しい変化が生じた場合は5年を待たず見直し</p> <p>5 計画策定の方法 条例第7条第2項、第3項に基づき 宮城県多文化共生社会推進審議会に諮問 パブリックコメント、説明会を実施</p>	<p>1 宮城県における外国人県民等の現況 ○本県における外国人登録者 平成19年末 15,976人 (過去10年間で1.52倍) 県人口の0.68%</p> <p>○国籍別登録者 中国籍が最多、以下韓国・朝鮮、フィリピンとアジア諸国が上位</p> <p>○在留資格別の状況 ・永住者 外国人全体の34% (約5,400人) 内訳 特別永住者(約2,300人) 一般永住者(約3,100人) 一般永住者は、日本人の配偶者等から在留資格を変更した例が多い</p> <p>・非永住者 日本人の配偶者等 12.5% (約2,000人)</p> <p>・一般永住者、日本人の配偶者等は、すべての市町村に登録</p> <p>本県の外国人県民等の特徴： 永住、長期に滞在する外国人県民等が各地域に点在して生活</p> <p>2 条例に定める基本理念 (1) 国籍や民族等の違いにかかわらず 県民の人権が尊重される社会 (2) 国籍や民族等の違いにかかわらず 県民が地域社会に参画できる社会 (3) 県、市町村、事業者、県民が適切に役割を分担し、協働して取り組む社会</p> <p>多文化共生社会の実現により豊かで活力ある宮城へ</p>	<p>1 外国人県民等に対する理解の不足・認識の低さ ・一部の県民に誤解や排他的な考え方あり ・行政機関でも外国人県民等を地域住民としてとらえる意識が低い ・外国人県民等の中にも地域社会に溶け込もうとしない人が存在</p> <p>↓ 外国人県民等と受け入れる地域社会双方への基本理念のさらなる周知が必要 → 基本理念の啓発</p> <p>2 コミュニケーションの困難さ ・日本語が十分できないため、配布物の理解ができず、生活上必要な情報の入手が困難 ・公共交通機関の利用、地図・道路標識の理解等も困難 ・病院の受診や救急車の要請等に際しては生命・安全に関わる場面も発生</p> <p>↓ 外国人県民等が理解できる情報の提供が必要 → 多言語化支援</p> <p>3 学習の機会の不足 ・日本語講座の開催は36市町村中13市町村にすぎず ・外国人県民等から「日本語講座を増やしてほしい」、「日本の生活習慣を学ぶ機会がほしい」との要望あり</p> <p>↓ 日本語・日本の生活習慣等について学習する機会の確保が必要 → 学習支援</p> <p>4 家族問題の増加・複雑化 ・日本人の配偶者等が県内に点在し、孤立しやすく、精神的ストレスを感じやすい環境 ・外国人県民等やその家族からの家庭生活に関する相談が増加、内容も深刻化 ・子どもの母国語・母国文化の維持が困難</p> <p>↓ 外国人県民等はもとより家族全体に対する支援が必要 → 家族サポート</p> <p>5 活躍の場の不足 ・多くの事業所に外国人県民等の雇用の不安あり ・外国人県民等から「能力を発揮するチャンスがない」という声あり</p> <p>↓ 日本語能力があり、意欲のある外国人県民等に対する就労支援と人材活用が必要 → 活躍の支援</p> <p>6 外国人県民等の急増 ・製造業の企業進出に伴う外国人県民等の増加を想定 ・急増すると地域社会の対応が困難、恒常化により地域住民から隔絶した状況となるおそれあり</p> <p>↓ 一時的な急増には、速やかな支援と地域への啓発、集住の恒常化には、更に外国人県民等の地域社会への適応促進が必要 → 集住地区支援</p>	<p>1 基本方針 (1) 計画の基本方針 条例に定める基本理念</p> <p>多文化共生社会の実現により豊かで活力ある宮城へ</p> <p>国籍や民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重と社会参画</p> <p>基本方針 外国人県民等とともに取り組む地域づくり 外国人県民等の自立と社会活動参加の促進</p> <p>施策の方向性 ①適切な役割分担と協働の推進 ②情報面からの生活の安全・安心の確保 ③家庭生活の質の向上 ④地域社会への適応力向上 ⑤能力発揮の促進 ⑥共生する体制の構築</p> <p>事業の取組方針 STEP 1 意識の壁の解消 STEP 2 言葉の壁の解消 STEP 3 生活の壁の解消 STEP 4 将来の課題への対応</p> <p>STEP 1 意識の壁の解消 STEP 2 言葉の壁の解消 STEP 3 生活の壁の解消 STEP 4 将来の課題への対応</p> <p>基礎理念の啓発 多言語化支援 家族サポート 学習支援 活躍の支援 集住地区支援</p> <p>(2) 展開の基本的な考え方 ・適切な役割分担とネットワーク構築による関係機関の取組が必要 ・住民施策という視点を踏まえ、基本的な施策は行政機関が担い、行政機関による効率的な展開が困難な分野は国際交流協会やNPO等が担う ・実施が難しい取組は関係機関が相互に補完</p>

第4 基本方針と施策の方向性

2 施策の方向性と事業の取組方針

- ①適切な役割分担と協働推進
- 事業の取組方針
意識の壁の解消に向けた基本理念の啓発

- 具体的な取組内容
- ・県民への啓発 : シンポジウム、相互交流イベント等を通じた基本理念の理解促進
 - ・事業者に対する啓発 : 外国人県民等が働く場、研修先等への基本理念の啓発
 - ・市町村に対する啓発 : 研修等を通じた施策促進、コーディネート機能充実
 - ・防災・防犯に関する啓発 : 防災訓練の実施、防災・防犯講座、防災・防犯の資料作成等の地域普及・啓発
 - ・多文化家族への啓発 : オリエンテーションの実施等による多文化家族への基本理念の普及啓発
 - ・推進体制の整備 : 県、市町村、関係機関が協働するための体制整備、組織内部における体制整備、県、市町村のコーディネート機能充実

評価指標
県民意識調査「外国人も活躍できる地域づくり」に対する「重視する」との回答割合

H20	44.0%
↓	
H25	60.0%

- ②情報面からの生活の安全・安心の確保
- 事業の取組方針
言葉の壁の解消に向けた多言語化支援

- 具体的な取組内容
- ・県・市町村・公共機関 : 県、市町村、その他の公共機関における多言語・やさしい日本語に関する情報多言語による情報配信、対応の推進
 - ・災害時等における多言語化の推進 : 災害時、緊急時、防犯情報等の多言語・やさしい日本語による提供
 - ・医療機関における多言語化の推進 : 多言語情報の提供
 - ・保健福祉分野の多言語化の推進 : 多言語問診票等による多言語対応推進
 - ・保健福祉分野の多言語化の推進 : 保健福祉分野における多言語情報配信の推進
 - ・通訳活用等による多言語化の推進 : 行政機関や医療機関等の利用時、災害時等における通訳体制の整備
 - ・通訳活用等による多言語化の推進 : 言語対応の推進
 - ・ワンストップサービス : 市町村における各手続の一元的な案内の実施の促進

評価指標
多言語による生活情報の提供実施市町村

H20	5市町村
↓	
H25	10市町村

- ③地域社会への適応力向上
- 事業の取組方針
言葉の壁の解消に向けた学習支援

- 具体的な取組内容
- ・日本語講座の充実 : 日本語講座のない地域での新設、既設の講座の内容充実
 - ・外国人児童・生徒の日本語教育推進 : 小・中学校における日本語指導の充実
 - ・生活オリエンテーションの推進 : 市町村における生活習慣等のオリエンテーション実施の推進

評価指標
日本語講座開設数

H20	25講座
↓	
H25	30講座

- ④家庭生活の質の向上
- 事業の取組方針
生活の壁の解消に向けた家族サポート

- 具体的な取組内容
- ・多文化家族からの相談 : 専門相談機能の充実と相談対応者の技術向上
 - ・談話対応力の向上 : 談話対応力の向上
 - ・外国人県民等の子育て : 外国人県民等の出産、子育てにおける孤立化防止のための支援
 - ・母国語・母国文化教 : 外国人県民等の子どもの母国語・母国文化の学習・維持についての育の調査・支援 : 調査、支援の実施

評価指標
外国人相談対応体制を整備している市町村

H20	4市町村
↓	
H25	8市町村

- ⑤能力発揮の促進
- 事業の取組方針
生活の壁の解消に向けた活躍の支援

- 具体的な取組内容
- ・就職・起業の支援 : 事業者に対する雇用促進に向けた情報提供、啓発と外国人県民等に対する就職・起業支援情報の提供
 - ・人材活用の推進 : 県、市町村が実施する施策への住民参画の機会や地域の外国人支援等の取組における外国人県民等の人材活用を推進

評価指標
永住者の求職者に対する就職率

H20	26.8%
↓	
H25	43.0%

- ⑥共生する体制の構築
- 事業の取組方針
将来の課題への対応としての集住地区支援

- 具体的な取組内容
- ・協働による支援・啓発 : 外国人県民等への支援と地域に対する基本理念の啓発を迅速・的確に実施するための行政機関、事業者、関係機関の協働
 - ・外国人県民等の地域への受け入れ促進 : 多文化共生を推進する活動拠点の整備、外国人県民等によるコミュニティリーダーの育成、子どものための日本語初期指導教室の設置等の実施

第5 計画推進のために

1 計画の進行管理
推進施策を事業化し実施。県が実施した取組について、毎年度県議会に報告

2 役割分担とコーディネート

(1) 役割分担
・県民の役割
国籍、民族等にかかわらずすべての県民が、地域づくりの主体としてあらゆる分野において多文化共生を推進

・市町村の役割
最も身近な行政機関として生活に密着した支援の実施地域における基本理念の普及啓発、推進体制の整備

・県の役割
全県的な基本理念の普及啓発、情報配信
広域的な課題への対応、先進分野に関する取組
市町村、関係機関の取組の促進、支援

・(財)宮城県国際交流協会の役割
多文化共生推進の取組の継続
県、市町村、関係機関に対する専門的、技術的支援
人材の育成、先進分野に関する取組

・市町村国際交流協会・NPO
市町村、関係機関との連携による取組の推進
(関係機関との協働の推進、人材の育成、先進分野に関する取組)

・教育機関
教育の充実、多文化共生の推進を担う人材の育成
地域の関係機関との連携

・事業者
事業活動における多文化共生の取組の推進

2 地域におけるコーディネートの重要性

・コーディネート
外国人県民等のニーズと地域課題を収集、一方で、社会資源を把握し、ニーズ・課題に即した取組を行うことが必要

地域的課題や生活に密着した支援
→ 市町村がコーディネート
全県的な課題、先進的、広域連携等による取組
→ 県がコーディネート

3 推進体制の整備

・「宮城県多文化共生社会推進審議会」
多文化共生の状況を調査審議し、県に提言
・「宮城県多文化共生社会推進連絡会議(仮称)」
行政機関、事業者、関係機関等により設置し、ネットワークの基盤を構築
・「多文化共生センター」
(財)宮城県国際交流協会を位置付け、専門的・技術的支援を行うとともに、多文化共生のけん引役を担う